

平成 21 年 3 月 12 日

各 位

会社名 ターボリナックス株式会社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 矢野 広一  
(コード番号 3777 大証HC)  
問合せ先 取締役財務統括 佐藤 浩二  
03-5766-1892

### 第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月 12 日開催の当社取締役会において、第三者割当による新株予約権発行に関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 第三者割当による新株予約権発行の目的及び理由

##### (1) 新株予約権発行の目的

##### ① 現在の財務状況

当社グループは、当社グループのコアコンピタンスであるオープンソースソフトウェアの開発力を基盤に、ソフトウェア開発販売事業、付加価値の高いソリューション事業からより付加価値の高い IT サービス事業への転換を推進しております。また日本及び成長著しい中華人民共和国(以下「中国」といいます。)を主要マーケットとして捉え、経営資源を集中し、経営体質の改善と強化を進め、企業価値の最大化を図ることを基本方針とした事業展開を進めております。

平成 18 年 12 月期より 3 期連続して営業損失を計上する予定であり、また、営業キャッシュフローがマイナスの状態が継続しております。当該状況により、平成 19 年 12 月期におきまして、継続企業の前提に関する重要な疑義が存在しております。財務基盤の強化と新規事業への投資資金および運転資金の調達を目的として、平成 20 年 11 月 7 日を払込期日として第三者割当増資を行いました。一部失権が生じたため、当初予定しておりました調達が十分行いう事ができませんでした。平成 20 年 11 月 7 日付けの「第三者割当増資による新株式発行の一部失権のお知らせ」にて開示致しました通り、前回の資金調達は将来必要となる資金であったため、当面の資金繰りへは影響ないものの、不足分を補うため新たな資金調達の準備を進めてまいりました。この様に資金調達の準備を進める中で、後述の通り、当社の中国における将来の収益源となります新たな投資機会に恵まれ、平成 21 年 1 月 23 日付けの「第三者割当による新株予約権発行に関するお知らせ」にて開示しました通り、資金調達の準備を進めてまいりましたが、行使価額(22,770 円)と実勢価額が乖離しており、当初想定していた資金調達が進展せず、資金調達の目的遂行が困難となっており、割当先との協議の結果、本日付けの「第 9 回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ」にて開示しました通り、第 9 回新株予約権を当社が取得し、消却することといたしました。取得及び消却の状況になったものの、財務基盤の強化と企業価値向上を目的とする当該投資機会を生かすため、今回の第三者割当の新株予約権発行の決議に至った次第でございます。

## ② 今後の事業展開と資金ニーズ

当社は、早期黒字化を図るべく、当社の最大の強みであるオープンソースソフトウェアの開発力を基盤に、収益拡大へと繋げることを狙いに、中国におけるビジネス機会の模索を続けて参りました。当社グループの中国での基盤は、平成 13 年に設立致しました現地企業との合弁会社である北京拓林思軟件有限公司(以下「北京関連会社」といいます。)、平成 20 年に設立しました子会社上海拓林思軟件有限公司(以下「上海子会社」といいます。)であります。北京関連会社は、中国において上位のマーケットシェアを占め、OS ベンダーとして一定以上の地位を確立しております。また上海子会社は、平成 19 年 10 月に締結しました Microsoft Corporation との包括的業務提携における取り組みの 1 つである「windows と Linux の相互運用性の向上」を目的に進めております認証システム「シングル・サイン・オン」の開発拠点であり、認証システム「シングル・サイン・オン」を平成 21 年上半期中には製品化する予定で推進しております。これらの既存基盤に追加して、当社は平成 20 年 10 月 29 日付けにて国有企業の中国電信集团公司(以下「中国電信」といいます。)のグループ会社である中国衛通網絡通信有限公司(以下「業務提携先」といいます。)と業務提携を行い、中国に存在する日系企業を主なターゲットとするデータセンター及び IP 電話事業を平成 21 年第 1 四半期より開始する予定です。当該データセンター及び IP 電話事業の展開を促進するため、中国電信、北京銀行網創科技有限公司、中国農業銀行、中国民生銀行及び華夏銀行が合作事業として推進する中国電信の次世代ネットワーク(以下「NGN」といいます。)及び IP 網を利用した固定及び携帯電話決済サービス事業(以下「本合作事業」といいます。)に参画し、当社は、本合作事業に必要なサーバーを、平成 21 年第 1 四半期より開始する予定のデータセンターにて管理、監視する役割を担います。

本合作事業への参画を行うことで、①平成 21 年第 1 四半期より中国にて開始する予定であるデータセンター及び IP 電話事業との相乗効果が見込めること、②北京関連会社及び上海子会社の既存組織の最適化が図れること、③当社の強みであるオープンソースソフトウェアの開発力を生かすことができ、当社の OS 及びサーバー製品の自家消費が図れる、という利点があり収益及び利益の増加が見込めることから、早期黒字化を達成することを経営目標に、事業の再構築と組織の抜本的改革を推進しております当社にとりまして、収益及び利益の改善及び向上に寄与するものと考えております。当社は、本合作事業への参画を業績回復のキーになる戦略と考えており、平成 21 年 3 月までに本合作事業への参画の準備を進め、平成 21 年 4 月より参画を開始する予定です。

この度の第三者割当による新株予約権発行は、収益の改善と安定的な成長を達成するために実施するものであり、調達資金は、本合作事業の設備投資及び運転資金と既存事業の運転資金へ充当致します。本新株予約権発行は、これらの事業計画に理解を示していただいた China Satcom Investment Limited に割当てするものであります。

## (2) 第三者割当による新株予約権発行の方法を選択した理由

上記「(1)新株予約権発行の目的」に記載のとおり、中国における本合作事業の設備投資及び運転資金と既存事業の運転資金への充当の必要性から、今後の事業展開に理解を示していただいた China Satcom Investment Limited を割当先とする第三者割当による新株予約権発行の方法を選択いたしました。

また、今般の第三者割当にて発行される新株予約権は、行使価額修正条項は付さず、行使価額を 13,090 円と固定としております(当社の株主割当増資や株式分割などの既存発行済株式における一定の状況が変化した場合等、当社の組織再編等の場合に行使価額および目的となる株式数が調整される場合を除きます※)。これは、本新株予約権発行後の当社の株価変動リスクは、既存株主の皆様ではなく、本新株予約権の割当先に負ってもらうことが妥当であり、株主の利益を重視する立場から当社として適当と考えたからであります。

なお、今回の資金調達を第三者割当による新株予約権発行による資金調達とした理由は以下のとおりです。

① 新株予約権という性質上、行使される時期は確定できませんが、第三者割当先である China Satcom Investment Limited とは、当社の本合作事業及び既存事業の進捗にあわせて、行使を行うことで基本的に合意しております。これにより、安定したサービス提供体制の構築、財務体質の改善が可能となり、その結果、経常的な利益体質への改善が見込まれます。

② 当社は今回の資金調達に際し多様な資金調達手段を検討致しました。まず、既存株主様の希薄化を避けるために、当社では金融機関への融資交渉を進めておりました。しかし、間接金融による資金調達は、現在の経済状況、自己資本比率低下の懸念、また高い支払利息等、当社の現状の業績を鑑みますと、間接金融による資金調達は極めて厳しい状況でございます。また、第三者割当増資等も検討いたしましたが、投資家様のご同意を得るのは難しい状況であります。そのような中、当社の将来事業ビジョンにご賛同頂き、評価を頂いた China Satcom Investment Limited から、新株予約権発行による引受提案を頂いた次第でございます。既存株主様の不利益を最大限抑えたいという当社の意向のもと、将来の事業構築によって当社の企業価値が増大することにより行使が促進される性質である新株予約権という方法を割当予定先からご提案頂き、実施に至りました。新株予約権という手法による潜在株の存在により既存株式の希薄化はございますが、経営計画に沿う形での行使時期及び金額の調整が可能であり、柔軟な資金調達が可能となります。このような理由から、新株予約権の発行による資金調達を選択させて頂きました。

③ 本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当で発行されるものであり、かつ譲渡制限が付されており、割当予定先から第三者へは取締役会の承認決議なしに譲渡されません。当社と致しましては、既存株主様に対しまして、株式数増加による希薄化による影響を上回る、企業価値向上による収益を計上できますよう最善の努力をさせて頂く所存でございます。

なお、新株予約権証券の新規発行により資金調達を行うこととしておりますが、新株予約権については、その性質上、行使価格が市場価格を下回っている状況においては、行使が進まない状況になり、このような状況が継続する場合は、資金需要に沿った調達が困難になる可能性があり、その場合においては、当社グループの経営計画の遂行が困難になる可能性があります。このような状況を回避するため、以下を対策として立てております。

① 将来の事業構築によって当社の企業価値が増大することにより行使を促進致します。

② 割当予定先より、市場価格が行使価格を上回っている場合、当社の要請により、割当予定先は行使を実施することの約束を頂いております。

③ 割当予定先より、行使可能期間の初日から3ヶ月の間に、一定額以上の行使を実施することの約束を頂いております。

※ 行使価額の調整につきましては、別添の発行要項第10項をご参照ください。

## 2. 調達する資金の額及び用途

### (1) 調達する資金の額

新株予約権発行による調達額	金 50,832,000 円
新株予約権行使による調達額	金 942,480,000 円
発行諸費用	金 100,000,000 円
差引手取概算額	金 893,312,000 円

### (2) 調達する資金の具体的な用途

上記差引手取概算額 893 百万円については、下記に充てる予定です。

① 中国において、本合作事業へ参画するための、設備資金として約 582 百万円、運転資金として約 53 百万円を充当する予定です。設備投資に充当される約 582 百万円の内、交換システム代として約 382 百万円、サーバー購入代として約 100 百万円、ルーター等ネットワーク機器代として約 100 百万円を充て、運転資金に充当される約 53 百万円の内、人件費として約 30 百万円、広告代として約 8 百万円、その他(家賃等)として約 15 百万円を充てる予定です。

② 当社グループの既存事業の運転資金として約 258 百万円を充て、その内訳は、人件費として約 150 百万円、広告代として約 45 百万円、その他(家賃等)として約 63 百万円を充てる予定です。

なお、今回発行する新株予約権につきましては、行使価額修正条項が付されておきませんので、発行後において当該新株予約権が全て行使された場合の調達予定額が変更になることはありません。

### (3) 調達する資金の支出予定時期

平成 21 年 4 月～平成 22 年 3 月	本合作事業システム構築代約 582 百万円
平成 21 年 4 月以降	運転資金約 311 百万円

### (4) 調達する資金用途の合理性に関する考え方

中国での本合作事業を展開する投資を行なうことで、国外売上を向上させ、事業成長を加速させる事は、当社グループの安定した業績の拡大に寄与するものと考えております。

当社グループが早期の業績回復および継続的な成長を果たすためには、当社グループ全体の財務基盤の強化および安定化と、当社グループにおける事業の再構築およびシナジーの高い事業への前向きな投資が必要であると考えております。そのためには、本新株予約権発行による資金調達により、当社の株主資本比率を高めつつ、選択と集中による事業の再構築および本合作事業を行うことで、持続的成長に向けた企業価値向上が可能になると考えております。

また、新株予約権が行使されることにより、中長期的な運転資金や事業投資資金の確保が可能になるとともに、株主資本の増強による財務基盤の強化および安定化に繋がります。

したがって、当社と致しましては、当社グループの企業価値向上が株主価値向上に繋がると考えており、これらの資金用途につきましては合理的であると判断しております。

### 3. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

#### (1) 最近3年間の業績

##### ① 連結

(単位:千円)

決 算 期	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期
売 上 高	920,078	713,749	624,349
営 業 利 益	△157,383	△555,384	△606,137
経 常 利 益	△154,330	△634,680	△607,156
当 期 純 利 益	△209,454	△1,221,895	△969,900
1株当たり当期純利益(円)	△2,354.11	△12,321.59	△8,811.99
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	15,439.72	11,568.53	4,786.59

##### ② 単体

(単位:千円)

決 算 期	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期
売 上 高	686,569	394,830	336,680
営 業 利 益	△138,271	△433,779	△410,161
経 常 利 益	△137,381	△434,696	△373,004
当 期 純 利 益	△190,679	△1,206,653	△849,050
1株当たり当期純利益(円)	△2,143.09	△12,167.89	△7,714.00
1株当たり配当金(円)	—	—	—
1株当たり純資産(円)	15,656.52	11,864.84	6,141.42

#### (2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成21年3月12日現在)

種 類	株 式 数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 総 数	普通株式 119,985 株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	普通株式 58,849 株	49.05%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数の総数	—	—

(注)上記潜在株式数は、本日時点において、全て行使された場合の株式数を記載しております。

#### (3) 最近の株価の状況

##### ① 直近3年間の状況

(単位:円)

	平成 18 年 12 月期	平成 19 年 12 月期	平成 20 年 12 月期
始 値	402,000	108,000	104,000
高 値	441,000	230,000	108,000
安 値	46,000	33,600	15,640
終 値	99,700	109,000	22,800

② 直近 6 ヶ月の状況

(単位:円)

	9月	10月	11月	12月	1月	2月
始 値	23,450	34,900	28,390	27,800	22,500	19,010
高 値	39,500	38,900	38,000	28,700	26,700	19,800
安 値	15,640	20,000	22,000	20,000	18,300	11,500
終 値	34,900	28,690	27,200	22,800	18,770	12,950

③ 発行決議日前日における株価(単位:円)

	平成 21 年 3 月 11 日現在
始 値	12,800
高 値	13,100
安 値	11,900
終 値	11,900

(4) 今回のエクイティ・ファイナンスの状況

第三者割当による新株予約権の発行

発 行 期 日	平成 21 年 4 月 2 日
新 株 予 約 権 数	120 個
新株予約権 1 個あたりの付与株式数	600 株
発行時の資金調達額	50,832,000 円
行使による資金調達額	942,480,000 円
当該募集における潜在株式数	72,000 株
募集時における発行済株式数	119,985 株
割 当 先	China Satcom Investment Limited
新株予約権行使後の発行済株式数	191,985 株

(5) 最近 3 年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による新株予約権の式発行

発 行 期 日	平成 21 年 2 月 20 日
発行時の資金調達額	53,838,000 円
行使による資金調達額	1,229,580,000 円
当該募集における潜在株式数	54,000 株
募集時における発行済株式数	119,562 株
割 当 先	China Satcom Investment Limited
現時点における行使状況	行使済株式数:0 株
当初の資金使途	新規事業及び既存事業の投資及び運転資金
支出予定時期	平成 21 年 4 月以降
現時点における充当状況	—

(注) 当該新株予約権は、平成 21 年 3 月 12 日開催の取締役会において決議を行い、平成 21 年 3 月 26 日付けにて取得及び消却を行う予定であります。

②第三者割当による新株式発行

発行期日	平成20年11月7日 (平成20年10月16日決議分)
調達資金の額	289,981,750円(差引手取概算金額239,981,750円)
募集時点における発行済株式数	普通株式 108,557株
当該増資による発行株式数	普通株式 11,005株
募集後における発行済株式総数	普通株式 119,562株
割当先	新日本投資事業有限責任組合
当初の資金使途	運転資金および設備投資資金
支出予定時期	平成20年11月～平成22年12月
現時点における充当状況	新規事業における設備投資資金として一部充当済 残額は平成21年1月以降の運転資金および設備投資資金として充当予定

(注) 当該増資におきましては、一部失権が生じたので、上記は実際に行われた増資の内容を記載しております

③ストック・オプションに係る新株予約権

ストック・オプション付与日を基準に現時点の過去3年分を記載しております。

発行期日	平成18年4月27日 (平成18年3月27日株主総会決議、 平成18年4月27日取締役会決議分)
調達資金の額	—
募集時点における発行済株式数	89,202株
募集時における潜在株式数	2,330株
現時点における転換状況 (行使状況)	行使済株式数0株 未行使株式数1,220株 失効1,110株
当初の資金使途	該当ありません
支出予定時期	該当ありません
現時点における充当状況	該当ありません

④第1回無担保転換社債型新株予約権付社債

発行期日	平成19年3月9日 (平成19年2月22日取締役会決議分)
調達資金の額	1,000,000,000円
募集時点における発行済株式数	93,718株
募集時における潜在株式数	6,224株 (上記は発行条件確定時における当初の株式数です。)
現時点における転換状況 (行使状況)	転換価格修正の後、10,944株は行使済みであり、623株については償還しており、現時点で残存している潜在株はありません。
当初の資金使途	運転資金
支出予定時期	平成19年4月～12月
現時点における充当状況	一部期中償還した金銭以外は全額運転資金として充当



#### 4. 募集後の大株主及び持株比率

募集前		募集後	
株式会社 LDH	48.09%	China Satcom Investment Ltd	37.50%
株式会社インターナショナルシステム	3.85%	株式会社 LDH	30.05%
新日本投資事業有限責任組合	3.00%	株式会社インターナショナルシステム	2.40%
藤井 衛	1.87%	新日本投資事業有限責任組合	1.88%
インテリアプラザ株式会社	1.80%	藤井 衛	1.17%
谷口 剛	0.83%	インテリアプラザ株式会社	1.13%
SBI イー・トレード証券株式会社	0.63%	谷口 剛	0.52%
加藤 智司	0.44%	SBI イー・トレード証券株式会社	0.39%
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン	0.43%	加藤 智司	0.27%
日本証券金融株式会社	0.38%	ドイチェ バンク アーゲー ロンドン	0.27%

(注)1 募集前の大株主構成は、平成 20 年 12 月 31 日時点の株主名簿をもとに、平成 21 年 3 月 12 日までのストックオプションの行使による新株式発行を加味し、作成しております。

- 2 募集後の大株主構成は今回の第三者割当による新株予約権が全て行使された場合を表示したものです。なお、それ以外の既存の潜在株式は未反映です。
- 3 持株比率は少数第 3 位を四捨五入しております。

## 5. 業績への影響の見通し

現在のところ、平成 21 年 2 月 13 日に発表いたしました平成 21 年 12 月期の決算の業績見通しに変更はありません。

中国での本合作事業を展開する投資を行なうことで、国外売上を向上させ、事業成長を加速させることにより当社グループの安定した業績の拡大を目指し企業価値の向上に努めます。

今後業績見通しに変更が生じた場合には速やかに開示いたします。

## 6. 発行条件等の合理性

### (1) 発行価額の算定根拠

本新株予約権の発行価額につきましては、第三者機関に算定を依頼し、一般的な価格算定モデルであるブラック＝ショールズ・モデルによる算定結果を参考にいたしました。更に本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)等を考慮し、当社内部における検討の結果、上記算定結果をベースとした金 423,600 円を、本新株予約権の 1 個当たりの払込金額といたしました。

なお、発行価額に関しましては、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される上で、公正に算出されており、有利な発行ではなく、合理的であると判断しております。

また、本新株予約権の行使価額につきましては、本新株予約権発行決議日の前営業日である平成 21 年 3 月 11 日における株式会社大阪証券取引所における当社株式の終値の 110%の価額とし、行使価額修正条項は付さず、固定価額としております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

今回の第三者割当による新株予約権が全て行使された場合に発行される当社普通株式 72,000 株は、当該新株予約権すべて行使後の当社の発行済株式総数に対する 37.5%に相当し、1 株当たりの株式価値の希薄化が生じます。これは、本日取得及び消却の決議を行いました第 9 回新株予約権が全て行使された場合(当社普通株式 54,000 株相当)よりも更に希薄化が生じます。しかしながら、当該第三者割当による新株予約権発行は、持続的な企業価値の向上を実現するために、中国での本合作事業を展開する投資を行なうことで、国外売上を向上させ、事業成長を加速させる事は、当社グループの安定した業績の拡大に寄与するものと考えており、当社グループの経営基盤の安定化を実現するとともに、当社グループの競争力、収益力の一層の強化に資するとして決定されたものであります。また、本合作事業の展開にあわせて、当社グループの既存事業の収益性の改善に繋がるコストの削減や経営リソースの見直しを行い、企業価値の向上を図ることにより、本日取得及び消却の決議を行いました第 9 回新株予約権に比して増加する希薄化を補う所存であります。結果として既存株主の利益保護に繋がるものと考えており、当該希薄化の規模は、かかる目的に照らして合理的であると判断しております。

また、今回発行される新株予約権は行使価額修正条項が付されていないため、発行後において、当該新株予約権が全て行使された場合に発行される株式数の修正はございません(当社の株主割当増資や株式分割などの既存発行済株式における一定の状況が変化した場合等、当社の組織再編等の場合に行使価額および目的となる株式数が調整される場合を除きます※)。

※ 発行される株式数の調整につきましては、別添の発行要項第 2 項をご参照ください。

## 7. 割当先の選定理由

### (1) 割当先の概要

① 名 称	China Satcom Investment Limited
② 事 業 内 容	投資業
③ 設 立 年 月 日	2008年12月24日
④ 所 在 地	11/F., Front Block, Hang Lok Building, 128-130 Wing Lok St., Sheung Wan, Hong Kong
⑤ 代 表 者	Costsaver Holdings Limited
⑥ 出 資 金 の 総 額	10,000 香港ドル
⑦ 当 社 と 割 当 先 の 関 係 等	
資 本 関 係	該当事項はありません
人 的 関 係	該当事項はありません
取 引 関 係	該当事項はありません
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません
⑧ 最 近 3 年 間 の 業 績	設立後、決算期が到来していないため確定決算はありません

### (2) 割当先を選定した理由

当社は現在、早期黒字化を達成することを経営目標に、事業の再構築と組織の抜本的改革を推進しております。具体的な経営目標である早期黒字化を実現すべく、既存事業の再構築、ならびに企業価値を高め、業績に貢献できる事業への進出を推進しております。さらに経営管理体制の強化充実が上場企業として存続し、今後の成長を継続していくために不可欠な要素であると認識し、組織体制の整備に注力しており、当該目的を達成するために資本増強が不可欠であると考えます。

割当先を選定するにあたって、当社の経営方針、将来的な目標を理解していただき、ご協力いただけるという視点からパートナーの選定を主眼といたしました。当社グループは、中国を今後の当社グループの主力市場と見据えていることから、中国に拠点を持つパートナーを検討していたところ、当社の業務提携先から今回の割当先である China Satcom Investment Limited をご紹介頂き、今回の新株予約権の行使により投資した資金の大部分が、本合作事業に使用され、当社の収益構造を大きく改善することにより、当社の企業価値の向上に繋がることにご理解を頂き、China Satcom Investment Limited に今回の第三者割当により新株予約権の引受のご提案をいただいたものであります。また、当社は割当先選定にあたって、当社の経営に関して現経営陣がリーダーシップを取れることを条件にしており、China Satcom Investment Limited につきましては、保有目的が純投資であり、当社の経営に介入する意思がないことの内諾をいただいていることを加味した上で、今回の割当先選定に至りました。

今回、China Satcom Investment Ltd を第三者割当増資先に選定した理由は下記のとおりです。

- ① 当社の経営課題に対する理解が共有できていること
- ② 資金面を含む、当社に対する全面的な協力を約束して頂いたこと
- ③ China Satcom Investment Limited という投資ファンドの特色上、今後も企業のみではなく、様々な分野での専門的な知識や能力を持つ、個人のファンドへの参加の可能性、そのファンドがもつ人脈や、ノウハウの当社への提供は現時点のみではなく将来においても当社にメリットがあると判断した為  
また、当社は同割当予定先が反社会的勢力でないことの誓約を文書により受けております。

### (3) 割当先の保有方針および行使制限措置

本新株予約権については、当社取締役会の承認を得ることなく譲渡することはできません。また、本新株

予約権の行使により発行された株式についても、継続的に保有する予定であります。このため、株式の全部または一部を譲渡する場合には、当社へ事前に報告する旨を取り決める予定であります。

(3) 株券貸借に関する契約

当社役員および関係者による株券貸借に関する契約等は締結しておらず、今後についても締結する予定はございません。

以上

(別添)  
発行要項

## ターボリナックス株式会社 第 10 回新株予約権 発行要項

本要項は、ターボリナックス株式会社(以下、「当社」という。)が平成 21 年 3 月 12 日に開催した取締役会の決議に基づいて平成 21 年 4 月 2 日に発行するターボリナックス株式会社第 10 回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)にこれを適用する。

1. 新株予約権の名称                      ターボリナックス株式会社 第 10 回新株予約権

2. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する数は、600 株(以下「割当株式数」という。)とする。

本新株予約権の目的である株式の総数は、割当株式数に本新株予約権の総数を乗じた数として 72,000 株とする。

但し、下記第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は、調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。

(2) 当社が第 10 項の規定に従って行使価額(以下に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、第 10 項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用日は、当該調整事由にかかる第 10 項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

3. 本新株予約権の総数                      120 個

4. 各本新株予約権の払込金額              本新株予約権 1 個あたり金 423,600 円

5. 新株予約権の払込金額の総額              金 50,832,000 円

6. 申込期日                                  平成 21 年 4 月 2 日

7. 割当日及び払込期日                      平成 21 年 4 月 2 日

8. 募集の方法及び割当先                      第三者割当の方法により、全て China Satcom Investment Limited に割当てる。

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。

(2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式 1 株あたりの払込金額(以下「行使価額」という。)は、金 13,090 円とする。

10. 行使価額の調整

(1) 当社は、本新株予約権の割当後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変

更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

① 本項第(4)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する場合(但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本号において同じ。))その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)

調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、当社普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

② 株式分割又は無償割当てにより当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、当社普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当社普通株式の無償割当てについて当社普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③ 本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))又は本項第(4)号②に定める時価を下回る対価をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券若しくは権利を発行する場合(無償割当ての場合を含む。))

調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当初の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権の場合は割当日、また無償割当ての場合は効力発生日の翌日)以降、これを適用する。ただし、普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合は、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は新株予約権その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④ 当社普通株式の交付をする旨の定めがある取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権その他の証券若しくは権利(本号④において、以下「取得請求権付株式等」と総称する。)の当初発行条件に従って当社普通株式 1株あたりの対価(本号④において、以下「取得価額等」という。)の下方修正等が行われ(本号乃至第(5)号と類似の希薄化防止条項に基づく調整の場合を除く。)、当該下方修正等がなされた後の当該取得価額等が、当該修正が行われる日(本号④において、以下「修正日」という。)における本項第(4)号②に定める時価を下回る価額になる場合

- (i) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③による行使価額の調整が修正日前に行われていない場合、調整後の行使価額は、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てが修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして本項第(2)号③の規定を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。
- (ii) 当該取得請求権付株式等に関し、本項第(2)号③又は上記(i)による行使価額の調整が修正日前に行われている場合で、修正日に残存する取得請求権付株式等の全てを修正日時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなしたときの完全希薄化後普通株式数が、当該修正が行われなかった場合の既発行普通株式数を超えるときには、調整後の行使価額は、当該超過株式数を行使価額調整式の「交付普通株式数」とみなして、行使価額調整式を準用して算出するものとし、修正日の翌日以降、これを適用する。なお、1ヶ月間に複数回の取得価額等の修正が行われる場合には、調整後の行使価額は、当該修正された取得価額等のうちの最も低いものについて、行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該月の末日の翌日以降、これを適用する。

なお、ここで完全希薄化後普通株式数とは、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式数を控除し、当該行使価額の調整以前に、本号乃至第(5)号に基づき「交付普通株式数」とみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の株式数を加えたものとする(当該行使価額の調整において本号ならびに次号に基づき「交付普通株式数」に該当するものとみなされることとなる当社普通株式数を含む。)

- ⑤ 本号③及び④における対価とは、当該株式又は新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行に際して払込みがなされた額(新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。)から、その取得又は行使に際して当該株式又は新株予約権の所持人に交付される金銭その他の財産の価額を控除した金額を、その取得又は行使に際して交付される当社普通株式の数で除した金額をいう。
- ⑥ 本号①乃至④の各取引において、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至④にかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式に加え、次の算出方法により得られた当社普通株式を交付するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てる。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) ① 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を切捨てる。  
 ② 行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日に先立つ45取引日目に始

まる 30 取引日の株式会社大阪証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第 1 位まで算出し、小数第 1 位を切捨てる。

- ③ 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がある場合はその日、基準日(基準日を定めない場合は効力発生日)がない場合は調整後の行使価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号②の基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
  - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
    - ① 株式の併合、資本の減少、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行行使価額の調整を必要とするとき。
    - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
    - ③ 行使価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用するべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
  - (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社はあらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。
11. 本新株予約権を行使することができる期間  
平成 21 年 4 月 2 日から平成 21 年 8 月 31 日(第 13 項に従って本新株予約権が取得される場合、取得される本新株予約権については、当該取得日の前金融機関営業日)までとする。なお、行使期間最終日が金融機関営業日でない場合はその前金融機関営業日を最終日とする。
  12. その他の本新株予約権の行使の条件  
各本新株予約権の一部行使はできないものとする。
  13. 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件
    - ① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割計画承認の議案、または完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会が不要な場合には、当社取締役会決議がなされた場合)には、当社の取締役会が別に定める日に本新株予約権の払込金額と同額で取得することができる。
    - ② 当社は、取締役会が本新株予約権を取得することを決議し、当社取締役会で定める取得日の 2 週間前までに通知または公告したうえで、かかる取得日に、その時点において残存する本新株予約権の一部または全部を、本新株予約権の払込金額と同額で取得することができる。
  14. 当社が組織再編を実施する際の新株予約権の取扱い  
当社が、合併(当社が消滅会社となる合併に限る)、株式交換(当社が完全子会社となる株式交換に限る)または株式移転(以下総称して、「組織再編行為」という。)をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日(新設型再編においては設立登記申請日。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権の新株予約権者に対し、当該新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。
    - ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数



新株予約権者が保有する新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

- ② 交付する新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である株式の数または算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される付与株式数とする。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される行使価額に、付与株式数を乗じた額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
第 13 項に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。
- ⑧ 新株予約権の行使の条件  
その他の条件については再編対象会社の条件に準じて決定する。

#### 15. 新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### 16. 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本項第(1)号記載の資本金等増加限度額から本項第(1)号に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 17. 本新株予約権証券の発行

本新株予約権は証券発行新株予約権ではない。

#### 18. 本新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される財産の価額の算定理由

当社は、本新株予約権の諸条件、本新株予約権の発行決議に先立つ当社普通株式の株価、売買出来高、当社普通株式の株価変動性(ボラティリティ)等を考慮して、一般的な価格算定モデルであるブラック＝ショールズ・モデルによる算定結果を参考に、本新株予約権の発行により企図される目的が達成される限度で公正な価額であると判断した、金 423,600 円を本新株予約権の 1 個当たりの払込金額とした。また、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、第 9 項記載のとおりとし、行使価額は、本新株予約権発行決議を行った取締役会の前営業日における当社終値の 110%に相当する金額とした。

#### 19. 新株予約権の行使の方法

- (1) 本新株予約権の行使請求受付事務は、第 21 項に定める行使請求受付場所(以下「行使請求受付場所」という。)においてこれを取り扱う。
- (2) ① 本新株予約権を行使しようとするときは、当社の定める行使請求書(以下「行使請求書」という。)に、行使しようとする本新株予約権を表示し、その行使に係る新株予約権の内容及び数、新株予約権を行使する日等を記載して、これに記名捺印した上、行使可能期間中に行使請求受付場所に提出しなければならない。

- ② 本新株予約権を行使しようとする場合、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を第22項に定める払込取扱場所の指定の口座に振込むものとする。
  - ③ 行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出した者は、その後これを撤回することはできない。
- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使に要する書類の全部(以下「行使書類等」という。)が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が本項第(2)号②に定める口座に入金された日又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅いほうの日(以下「効力発生日」という。)に発生する。
20. 株券の交付方法  
当社は株券を交付しない。
21. 行使請求受付場所                                 ターボリナックス株式会社 経営企画管理本部
22. 払込取扱場所                                     三菱東京 UFJ 銀行 麻布支店
23. その他
- (1) その他本新株予約権発行に関して必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。
  - (2) 本新株予約権の発行については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とする。
  - (3) 会社法その他の法律の改正等により、本要項の規定中読替えその他の合理的な措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。
  - (4) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)の施行日以降のいずれかの日において、本新株予約権が社債、株式等の振替に関する法律(平成13年法律第75号)の適用を受ける場合において、本要項の規定中読替えその他の合理的な装置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講ずる。

以 上